

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成13年4月6日付け国自技第50号）の一部を改正する通達について

平成28年3月
整備課

<改正の概要>

1. 4-1-2に掲げる車体の形状について

用途区分通達4-1-2に掲げる車体の形状の自動車は、使用者の事業が法令等の規定に基づき特定されるもので、その特定された事業を遂行するために専ら使用する自動車であるため、新規検査等において、使用者の事業等を証する書面の写しの提出を求め確認を行っている。

一般的に予備検査を受ける場合は、使用者が定まっていないことから、法令等の規定に基づき許可等を受けたものが使用者として新規登録されるか判断できないことから予備検査の取扱いを定めていなかった。

今般、理容美容車の予備検査の取扱いについて、産業競争力強化法第9条に基づき、規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書の提出があり、用途区分通達4-1-2に掲げる自動車の予備検査を受理しない理由がないことから、予備検査の取扱いを定め、予備検査が可能となるよう必要な改正を行うこととした。

2. 清掃車の構造要件について

清掃車の油圧シリンダ等の冷却水等の取扱いを定めていなかったため、それらを車両重量に含めるよう構造要件を見直す改正を行うこととした。

3. 照明車の構造要件について

LED光源の投光器に対応するよう構造要件を見直す改正を行うこととした。

<適用>

- 1 本改正規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 本改正前に清掃車、照明車となっているものは従前の例によるものとする。

新	旧
<p>用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自動車の構造要件（共通事項）</p> <p>1. 用語の定義（略）</p> <p><u>2. 「使用者特定書面」の確認等</u></p> <p><u>用途区分通達4-1-1及び4-1-2の自動車の構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めている書面（以下「使用者特定書面」という。）は、車体の形状を判定する際に必要な書面であることから、それぞれ以下のとおり取扱うものとする。</u></p> <p><u>（1）新規検査等の際の取扱い</u></p> <p><u>（ア）書面の確認の取扱い</u></p> <p><u>道路運送車両法（平成26年法律第185号。以下「法」という。）第59条の新規検査、法第67条の自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査（車体の形状の変更に係る場合に限る。）（以下、「新規検査等」という。）を行う際、構造要件の留意事項で規定している使用者特定書面の提出を求め、確認するものとする。</u></p> <p><u>（イ）書面が提出されない場合の取扱い</u></p> <p><u>新規検査等の際に、使用者特定書面が提出されない場合には、車体の形状が特定できないため、構造要件に適合するかどうか判断できないことから、特種用途自動車に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（2）使用者の変更申請の際の取扱い</u></p> <p><u>（ア）書面の確認の取扱い</u></p>	<p>用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自動車の構造要件（共通事項）</p> <p>1. 用語の定義（略）</p> <p><u>2. 新規検査等において、用途区分通達4-1-1及び4-1-2に該当するかどうかの判定をするための「使用者の事業等を特定する書面」の確認等</u></p> <p><u>（1）新規検査等の際の書面の確認</u></p> <p><u>構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めている書面は、車体の形状を判定する際に必要な書面であることから、道路運送車両法（平成26年法律第185号。以下「法」という。）第59条の新規検査、法第67条の自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査（車体の形状の変更に係る場合に限る。）（以下、「新規検査等」という。）を行う際に確認するものとする。</u></p> <p><u>（2）新規検査等の際に書面が提出されない場合の取扱い</u></p> <p><u>新規検査等の際に、構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めている書面が提出されない場合には、車体の形状が特定できないため、構造要件に適合するかどうか判断できないことから、特種用途自動車に該当しないことに留意する。</u></p> <p>3. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車における使用者の変更申請の際の用途及び車体の形状に係る確認等</p> <p><u>（1）使用者の変更申請の際の書面の確認等</u></p> <p><u>法第67条第1項の規定に基づく使用者に係る自動車検査証の記載事項</u></p>

法第67条第1項の規定に基づく使用者に係る自動車検査証の記載事項の変更により、新使用者の事業等が、旧使用者の事業等と異なることとなった場合には、当該自動車が構造要件に適合するかどうか判断できないこととなるおそれがある。

このため、法第67条第1項に基づく使用者の変更申請の際、構造要件の留意事項で規定している使用者特定書面の提出を求め、確認するものとする。

(イ) 書面が提出されない場合の取扱い

(ア) の確認の結果、車体の形状が適切でなかった場合又は使用者特定書面の提出がない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することができないものとし、用途又は車体の形状が変更となるものとして、法第67条第3項に基づき、当該使用者に対し構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。

ただし、3.(1)に掲げる変更に係る場合にあってはこの限りではない。

(3) 予備検査の際の取扱い

(ア) 書面の確認の取扱い

用途区分通達4-1-2(緊急自動車を除く。)の自動車であって、法第71条の予備検査の場合においては、予備検査時に所有者からの車体の形状の申請内容により車体の形状毎に定める構造上の基準に適合することを確認し、当該車体の形状における保安基準の適合性判断を行うこととし、法第71条第4項による交付申請を行う際(以下「交付申請時」という。)に、整備担当部署等の担当者が構造要件の留意事項で規定している使用者特定書面の提出を求め、車体の形状が適切であることを確認するものとする。

(イ) 書面が提出されない場合の取扱い

(ア) の確認の結果、車体の形状が適切でなかった場合又は使用者特定

の変更により、新使用者の事業等が、旧使用者の事業等と異なることとなった場合には、当該自動車が構造要件に適合するかどうか判断できないこととなるおそれがある。

このため、法第67条第1項に基づく使用者の変更申請の際、構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するために提出を求めている書面の提出を求め、車体の形状が適切であることを確認するものとする。

(2) 使用者の変更申請の際に書面が提出されない場合の取扱い

(1) の確認の結果又は使用者の事業等を特定するために提出を求めている書面の提出がないため、新使用者の事業等が前使用者と同じかどうかを判断することができない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することができないものとし、用途又は車体の形状が変更となるおそれがあるものとして、法第67条第3項に基づき、当該自動車に構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。

ただし、4.(1)に掲げる自動車にあってはこの限りではない。

書面の提出がない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することができないものとし、用途又は車体の形状が変更となるものとして、法第67条第3項に基づき、当該使用者に対し構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。

3. 自動車の用途、車体の形状の変更等に係る取扱い

(1) 用途区分通達4-1-1の救急車又は消防車であって、かつ、救急車の構造要件及び消防車の構造要件のいずれにも適合するものについては、車体の形状は消防車とする。

(2) 用途区分通達4-1-2に掲げる自動車のうち、車体の形状が「教習車又は路上試験車」であり、使用者のみの変更に伴う用途、車体の形状であって、次の各号のいずれかの変更該当する場合においては、法67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認められるとき」に該当しないものとして取り扱うものとする。

(ア) 使用者の変更前、変更後に係わらず、助手席に補助ブレーキを装着している場合（補助ブレーキに変更がない場合）

この場合において、使用者の変更後における車体の形状を路上試験車又は教習車としようとする場合にあつては、変更後の使用者が、それぞれの構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するための書面の提出がある場合に限る。

路上試験車又は教習車 ⇔ 乗用自動車の各車体の形状
(基本車が乗用自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇔ 乗合自動車の各車体の形状
(基本車が乗合自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇔ 貨物自動車の各車体の形状
(基本車が貨物自動車である場合に限る)

教習車 ⇔ 路上試験車

4. 自動車の用途、車体の形状の変更等に係る取扱い

(1) 用途区分通達4-1-1の救急車又は消防車であって、かつ、救急車の構造要件及び消防車の構造要件のいずれにも適合するものについては、車体の形状は消防車とする。

(2) 用途区分通達4-1-2に掲げる自動車のうち、車体の形状が「教習車又は路上試験車」であり、使用者のみの変更に伴う用途、車体の形状であって、次の各号のいずれかの変更該当する場合においては、法67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認められるとき」に該当しないものとして取り扱うものとする。

(ア) 使用者の変更前、変更後に係わらず、助手席に補助ブレーキを装着している場合（補助ブレーキに変更がない場合）

この場合において、使用者の変更後における車体の形状を路上試験車又は教習車としようとする場合にあつては、変更後の使用者が、それぞれの構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するための書面の提出がある場合に限る。

路上試験車又は教習車 ⇔ 乗用自動車の各車体の形状
(基本車が乗用自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇔ 乗合自動車の各車体の形状
(基本車が乗合自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇔ 貨物自動車の各車体の形状
(基本車が貨物自動車である場合に限る)

教習車 ⇔ 路上試験車

(イ)使用者の変更後は、助手席に補助ブレーキを装備していない場合(補助ブレーキを取り外した場合)

路上試験車又は教習車 ⇒ 乗用自動車の各車体の形状
(基本車が乗用自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇒ 乗合自動車の各車体の形状
(基本車が乗合自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇒ 貨物自動車の各車体の形状
(基本車が貨物自動車である場合に限る)

注1 教習車又は路上試験車から変更した後の車体の形状は、基本車の用途及び車体の形状とする。

注2 基本車とは、用途区分通達注8の型式認証等を受けた自動車をいう。

(3) 助手席に補助ブレーキを装備して、車体の形状を路上試験車又は教習車に変更する次の場合にあつては、法第67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、構造等変更検査を命ずるものとする。

乗用自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車

乗合自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車

貨物自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車

使用者特定書面一覧表

書面の要否欄の記号の意味 ◎：提出が必要 ×：提出が不必要

車体の形状	書面の	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
-------	-----	-------------------------

(イ)使用者の変更後は、助手席に補助ブレーキを装備していない場合(補助ブレーキを取り外した場合)

路上試験車又は教習車 ⇒ 乗用自動車の各車体の形状
(基本車が乗用自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇒ 乗合自動車の各車体の形状
(基本車が乗合自動車である場合に限る)

路上試験車又は教習車 ⇒ 貨物自動車の各車体の形状
(基本車が貨物自動車である場合に限る)

注1 教習車又は路上試験車から変更した後の車体の形状は、基本車の用途及び車体の形状とする。

注2 基本車とは、用途区分通達注8の型式認証等を受けた自動車をいう。

(3) 助手席に補助ブレーキを装備して、車体の形状を路上試験車又は教習車に変更する次の場合にあつては、法第67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、構造等変更検査を命ずるものとする。

乗用自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車

乗合自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車

貨物自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車

新規検査等の際に提出が必要な書面一覧表

書面の要否欄の記号の意味 ◎：提出が必要 ×：提出が不必要

車体の形状	書面の	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
-------	-----	-------------------------

	要否	
用途区分通達4-1-1の自動車		
全ての車体の形状	◎	・公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。）
用途区分通達4-1-2の自動車		
給水車	◎	・緊急自動車である場合には、公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。） <u>（削除）</u> ・使用者が国・地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
医療防疫車	◎	・医療法に基づく病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をしたものであることを証する書面の写し <u>（削除）</u> ・使用者が国・地方自治体・日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
採血車	◎	・ <u>安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律</u> の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定により病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写し <u>（削除）</u> ・使用者が日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
軌道兼用車	◎	・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者

	要否	
用途区分通達4-1-1の自動車		
全ての車体の形状	◎	・公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。）
用途区分通達4-1-2の自動車		
給水車	◎	・緊急自動車である場合には、公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。） ・ <u>緊急自動車でない場合には不要</u> （新設）
医療防疫車	◎	・医療法に基づく病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をしたものであることを証する書面の写し ・ <u>国、地方自治体又は日本赤十字社である場合には不要</u> （新設）
採血車	◎	・ <u>採血及び供血あっせん業取締法</u> の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定により病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写し ・ <u>日本赤十字社である場合には不要</u> （新設）
軌道兼用車	◎	・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者

		であることを証する書面（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書）の写し			であることを証する書面（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書）の写し
図書館車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>図書館法第2条に規定する一般社団法人又は一般財団法人</u>である場合には、当該法人の定款等で図書館業務を行うこととしている旨の書面の写し <u>(削除)</u> ・<u>使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面</u> 	◎	図書館車	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>民法第34条の規定により設立された公益法人</u>である場合には、当該法人の定款等で図書館業務を行うこととしている旨の書面の写し ・<u>地方自治体又は日本赤十字社である場合には不要</u> (新設)
郵便車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用者が日本郵便株式会社であることを確認できる委任状等の書面</u> 	×	郵便車	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用者が国（郵便局）に限られているため不要</u>
移動電話車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写し 	◎	移動電話車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写し
路上試験車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会以外の使用者の場合には、道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合も含む。）の規定に基づく技能試験を行うための自動車として、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写し <u>(削除)</u> ・<u>使用者が公安委員会であった場合はそれを確認できる委任状等の書面</u> 	◎	路上試験車	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会以外の使用者の場合には、道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合も含む。）の規定に基づく技能試験を行うための自動車として、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写し ・<u>公安委員会である場合には不要</u> (新設)
教習車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会が発行した指定自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書の写し 	◎	教習車	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会が発行した指定自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書の写し
霊柩車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等にあつては、霊柩事業を行う者である旨の 	◎	霊柩車	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等にあつては、霊柩事業を行う者である旨の

		書面の写し <u>・使用者が地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面</u>
広報車	◎	<u>・公益財団法人、公益社団法人</u> 又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている旨の書面の写し <u>（削除）</u> <u>・使用者が国、地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面</u>
放送中継車	◎	・電波法及び放送法に基づく放送事業者であることを証する書面の写し ・放送事業者以外の者である場合には、放送等に係る学部等を擁する大学等である旨の書面の写し <u>・使用者が日本放送協会であった場合はそれを確認できる委任状等の書面</u>
理容・美容車	◎	・理容師法又は美容師法に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者であることを証する書面の写し
用途区分通達4-1-3の自動車		
全ての車体の形状	×	・不要（注）

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

		書面の写し <u>（新設）</u>
広報車	◎	<u>・民法第34条の規定により設立された公益法人</u> 又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている旨の書面の写し <u>・国、地方自治体である場合には不要</u> <u>（新設）</u>
放送中継車	◎	・電波法及び放送法に基づく放送事業者であることを証する書面の写し ・放送事業者以外の者である場合には、放送等に係る学部等を擁する大学等である旨の書面の写し <u>（新設）</u>
理容・美容車	◎	・理容師法又は美容師法に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者であることを証する書面の写し
用途区分通達4-1-3の自動車		
全ての車体の形状	×	・不要（注）

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

新			旧		
1 用途区分通達4-1-1の自動車(略)			1 用途区分通達4-1-1の自動車(略)		
2 用途区分通達4-1-2の自動車			2 用途区分通達4-1-2の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
給水車	<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。</p> <p>2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。</p> <p>3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	<p>・物品積載設備に積載した物品(水)を当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。</p> <p>・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。</p> <p><u>・当該自動車の使用者が、国、地方自治体であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p><u>なお</u>、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安</p>	給水車	<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。</p> <p>2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。</p> <p>3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	<p>・物品積載設備に積載した物品(水)を当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。</p> <p>・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。</p> <p>〈新設〉</p> <p>・緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会</p>

		<p>委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>・当該自動車の所有者が給水車（緊急自動車を除く。）として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に国、地方自治体が使用者であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p>			<p>から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p>〈新設〉</p>
医療防疫車	<p>国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足</p>	<p>・治療等のための寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p>・医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 7</p>	医療防疫車	<p>国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足</p>	<p>・治療等のための寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p>・医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 7</p>

	<p>しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医療又は看護師等の用に供する椅子を有すること。</p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3 健康診断、治療等に伴い用いる医薬品等を収納する棚等を有すること。</p> <p>4 1の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>5 2の装置灯を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給をうけることにより2の装置を作動させるものにあつては、動力受給装置及び操作装置を有すること。</p> <p>6 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p>	<p>条、第8条</p> <p>・獣医療法（平成4年法律第46号）第3条</p> <p><u>・国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p><u>・国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるも</u></p>		<p>しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医療又は看護婦等の用に供する椅子を有すること。</p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3 健康診断、治療等に伴い用いる医薬品等を収納する棚等を有すること。</p> <p>4 1の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>5 2の装置灯を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給をうけることにより2の装置を作動させるものにあつては、動力受給装置及び操作装置を有すること。</p> <p>6 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p>	<p>条、第8条</p> <p>・獣医療法（平成4年法律第46号）第3条</p> <p>〈新設〉</p> <p>・当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p>
--	---	--	--	---	---

	<p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあっては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>のとする。</p> <p>〈削除〉</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が医療防送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し(国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあっては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>ただし、国、地方自治体、日本赤十字社である場合には不要とする。</p> <p>〈新設〉</p>
採血車	<p><u>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律</u>の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が、専ら献血等の採血を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造</p>	<p>・<u>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(平成14年法律第96号)第13条</u>(業として行う採血の許可)</p>	採血車	<p><u>採血及び供血あつせん業取締法</u>の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が、専ら献血等の採血を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足し</p>	<p>・<u>採血及び給血あつせん業取締法(昭和31年法律第160号)第4条</u>(業として行う採血の許可)</p>

	<p>上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する収納容器を格納する設備を有すること。</p> <p>2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ採血作業を行うに必要な空間を有していること。</p> <p>3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが4</p>	<p>・医療法(昭和23年法律第205号)第7条、第8条</p> <p>・採血用の寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p><u>・日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p><u>・日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律</u>の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設</p>		<p>ているものをいう。</p> <p>1 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する収納容器を格納する設備を有すること。</p> <p>2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ採血作業を行うに必要な空間を有していること。</p> <p>3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが4</p>	<p>・医療法(昭和23年法律第205号)第7条、第8条</p> <p>・採血用の寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p>〈新設〉</p> <p><u>・当該自動車の使用者が採血及び供血あつせん業取締法</u>の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写しの提出を求めるもの</p>
--	---	--	--	---	---

	<p>50mm を超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあっては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>の許可を得た者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p>〈削除〉</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が採血車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し(日本赤十字社が使用者となる場合においては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>50mm を超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあっては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>とする。</p> <p>ただし、日本赤十字社である場合には不要とする。</p> <p>〈新設〉</p>
軌道兼用車	<p>鉄道事業の許可を受けた者若しくは軌道事業の特許を受けた者又はこれらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者が、線路又は軌道の維持、修繕、復旧作</p>	<p>・鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条(許可)、軌道法(大正10年法律第3号)第3条</p>	軌道兼用車	<p>鉄道事業の許可を受けた者若しくは軌道事業の特許を受けた者又はこれらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者が、線路又は軌道の維持、修繕、復旧作</p>	<p>・鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条(許可)、軌道法(大正10年法律第3号)第3条</p>

	<p>業等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 線路又は軌道上を走行するための車輪を有していること。 線路又は軌道上を走行するための車輪の駆動は、運転者席、作業台等において操作できること。 線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のための設備を有すること。 	<p>(事業の特許)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面の写し <p>(これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し)の提出を求めるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が軌道兼用車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>業等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 線路又は軌道上を走行するための車輪を有していること。 線路又は軌道上を走行するための車輪の駆動は、運転者席、作業台等において操作できること。 線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のための設備を有すること。 	<p>(事業の特許)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面の写し <p>(これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し)の提出を求めるものとする。</p> <p>(新設)</p>
図書館車	図書館法第2条に規定する地方公共団	・積載する図書は、	図書館車	図書館法第2条に規定する地方公共団	・積載する図書は、

	<p>体、日本赤十字社又は<u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u>が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。 2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等することがないような構造であること。 3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を有すること。 ただし、1の書棚が大部分を占めていることにより、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を設けることができない場合にあつては、この限りではない。 4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な室内照明灯を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ 	<p>車両重量に含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3の椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・<u>地方公共団体、日本赤十字社が使用者となる場合にあつては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u> ・<u>地方公共団体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する<u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u>であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</u> 		<p>体、日本赤十字社又は<u>民法第34条の規定により設立された公益法人</u>が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。 2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等することがないような構造であること。 3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を有すること。 ただし、1の書棚が大部分を占めていることにより、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を設けることができない場合にあつては、この限りではない。 4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な室内照明灯を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ 	<p>車両重量に含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3の椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・<u>（新設）</u> ・当該自動車の使用者が図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する<u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人</u>であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。
--	---	---	--	--	--

	<p>所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p>	<p><u>〈削除〉</u></p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が図書館車両として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し(地方公共団体、日本赤十字社が使用者となつては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p>	<p>ただし、地方公共団体、日本赤十字社である場合には不要とする。</p> <p><u>〈新設〉</u></p>
--	---	---	--	---	--

	<p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>			<p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	
郵便車	<p>郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 郵便差出箱、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。</p> <p>2 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1の設備にあっては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>3 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあっては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規</p>	<p>・郵便業務とは、郵便法(昭和22年法律第165号)等の規定による郵便物の送達、ハガキ、切手の販売等の事業をいう。</p> <p><u>・当該自動車の使用者が、日本郵便株式会社であることを委任状等の書面より確認を行うものとする。</u></p> <p><u>・当該自動車の所有者が郵便車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時にその使用</u></p>	郵便車	<p>郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 郵便差出箱、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。</p> <p>2 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1の設備にあっては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>3 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあっては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規</p>	<p>・郵便業務とは、郵便法(昭和22年法律第165号)等の規定による郵便物の送達、ハガキ、切手の販売等の事業をいう。</p> <p>〈新設〉</p>

	<p>定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあっては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>4 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p><u>者が日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p>		<p>定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあっては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>4 物品積載設備を有していないこと。</p>	
移動電話車	電気通信事業法に基づく電気通信事業	・電気通信事業者と	移動電話車	電気通信事業法に基づく電気通信事業	・電気通信事業者と

	<p>者が、他人の需要に応じ電気通信業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、専ら電話の電波の中継を行うことを目的とする自動車にあつては、交換機を有し、かつ、アンテナ等電波の中継に必要な設備を有していればよい。</p> <p>1 電話機（携帯電話を除く。）、交換機その他電気通信業務に必要な通信機器又は電報の取りつぎ業務等を行うための机、椅子、カウンター等を有すること。</p> <p>2 1の椅子及び利用者の用に供する椅子は、乗車設備の座席と兼用でないこと。</p> <p>3 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1及び2の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規</p>	<p>は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の<u>登録</u>を受けた者、第16条第1項の規定による届出をした者をいう。</p> <p>・当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求め</p> <p>るものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が移動電話車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>者が、他人の需要に応じ電気通信業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、専ら電話の電波の中継を行うことを目的とする自動車にあつては、交換機を有し、かつ、アンテナ等電波の中継に必要な設備を有していればよい。</p> <p>1 電話機（携帯電話を除く。）、交換機その他電気通信業務に必要な通信機器又は電報の取りつぎ業務等を行うための机、椅子、カウンター等を有すること。</p> <p>2 1の椅子及び利用者の用に供する椅子は、乗車設備の座席と兼用でないこと。</p> <p>3 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1及び2の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規</p>	<p>は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の<u>許可</u>を受けた者、第22条第1項の規定による届出をした者<u>及び第24条第1項の登録を受けた者</u>をいう。</p> <p>・当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求め</p> <p>るものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>
--	---	---	--	---	--

	<p>定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>・1の椅子は、乗車人員を算定しないものとする。</p>		<p>定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>・1の椅子は、乗車人員を算定しないものとする。</p>
路上試験車	道路交通法第97条第2項(同法第10	・道路交通法(昭和	路上試験車	道路交通法第97条第2項(同法第10	・道路交通法(昭和

	<p>0 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達 4-1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>35 年法律第 105 号) 第 97 条第 2 項 (道路における運転技能検定試験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同法第 100 条の 2 第 3 項 (公安委員会が行う再試験) ・<u>公安委員会が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u> ・<u>公安委員会以外が使用者となる場合にあっては、</u>道路交通法第 97 条第 2 項 (同法第 100 条の 2 第 3 項において準用する場合も含む。) の規定に基づく技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証 		<p>0 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達 4-1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>35 年法律第 105 号) 第 97 条第 2 項 (道路における運転技能検定試験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同法第 100 条の 2 第 3 項 (公安委員会が行う再試験) <u>(新設)</u> ・公安委員会以外の使用者にあっては、道路交通法第 97 条第 2 項 (同法第 100 条の 2 第 3 項において準用する場合も含む。) の規定に基づく技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の
--	---	---	--	---	---

		<p>する書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が路上試験車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（公安委員会が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</u></p>			<p>写しの提出を求めるものとする。</p> <p>〈新設〉</p>
教習車	<p>道路交通法第 9 8 条の自動車教習所又は同法第 9 9 条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第 1 0 8 条の 4 第 1 項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であつて、助手席にて操作できる補助ブレーキを</p>	<p>自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から都道府県警察本部に対して教習用自動車の証明願いをした場合、都道府県警察本</p>	教習車	<p>道路交通法第 9 8 条の自動車教習所又は同法第 9 9 条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第 1 0 8 条の 4 第 1 項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であつて、助手席にて操作できる補助ブレーキを</p>	<p>自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から都道府県警察本部に対して教習用自動車の証明願いをした場合、都道府県警察本</p>

	<p>有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>部は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することになっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>部は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することになっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
霊柩車	<p>地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するた</p>	<p>・貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条(一</p>	霊柩車	<p>地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するた</p>	<p>・貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条(一</p>

	<p>めに使用する自動車であって、柩又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ1.8m以上、幅0.5m以上、高さ0.5m以上）を有しており、かつ、柩又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>一般貨物自動車運送事業の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柩又は担架については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量には含めないこととし、また、積載量も付与しないこととする。 ・<u>地方自治体が使用者となる場合</u>にあつては、<u>その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u> ・<u>地方自治体以外が使用者となる場合</u>にあつては、当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業 		<p>めに使用する自動車であって、柩又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ1.8m以上、幅0.5m以上、高さ0.5m以上）を有しており、かつ、柩又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>一般貨物自動車運送事業の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柩又は担架については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量には含めないこととし、また、積載量も付与しないこととする。 ・<u>(新設)</u> ・当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等にあつては、霊柩事業を行う
--	---	---	--	---	---

		<p>の許可を受けた者等にあつては、霊柩事業を行う者である旨の書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が霊柩車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（地方自治体が使用者となる場合にあつては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</u></p> <p><u>・最大積載量は算定しないものとする。</u></p>			<p>者である旨の書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p>〈新設〉</p>
広報車	<p>国、地方自治体、<u>公益社団法人、公益財団法人</u>又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構</p>	<p>・広報業務を伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装</p>	広報車	<p>国、地方自治体、<u>民法第34条の規定により設立された公益法人</u>又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であつて、次の</p>	<p>・広報業務を伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装</p>

	<p>造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報を行うための設備（以下「広報設備」という。）を有すること。 2 広報するための者の用に供する座席は、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。 3 広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。 5 物品積載設備を有していないこと。 	<p>置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。</p> <p><u>・国、地方自治体</u>が<u>使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p><u>・国、地方自治体以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が、公益社団法人、公益財団法人</u>又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が広報車として道路運送車</u></p>		<p>各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報を行うための設備（以下「広報設備」という。）を有すること。 2 広報するための者の用に供する座席は、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。 3 広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。 5 物品積載設備を有していないこと。 	<p>置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。</p> <p><u>〈新設〉</u></p> <p>・当該自動車の使用者が、<u>民法第34条の規定により設立された公益法人</u>又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>〈新設〉</u></p>
--	---	---	--	--	---

		<p><u>両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</u></p> <p>・車体両側面への表示文字は、一辺が 8cm 以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。</p>			
放送中継車	<p>放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声の中継等を行う自動</p>	<p><u>・日本放送協会が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p><u>・日本放送協会以外が使用者となる場</u></p>	放送中継車	<p>放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声の中継等を行う自動</p>	<p>・車体両側面への表示文字は、一辺が 8cm 以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。</p> <p>〈新設〉</p> <p>・当該自動車の使用者が、放送法（昭和</p>

	<p>車は音声継等に必要な設備を有し、かつ、画像、音量調節等を行うための専用の調節室を有すること。</p> <p>2 放送中継地まで送信することができる送信設備等を有すること。</p> <p>3 放送中継設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>ただし、外部から動力の供給を受けることにより放送中継設備を作動させるものにおいては、動力供給装置及び操作装置を有するものであること。</p> <p>4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。</p>	<p><u>合にあっては、当該自動車の使用者が、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）に基づく放送事業者等であることを証する書面（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく放送を行う無線局の免許状）の写しの提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>また、放送事業者以外の使用者（放送事業者以外の者には、教育の一貫として放送にかかる学部を擁する大学及び放送事業者の委託により放送中継業務を行う番組を制作する法人に限られる。）の場合には、当該自動車の使用目的と使用者の業務の関連を記載</u></p>		<p>車は音声継等に必要な設備を有し、かつ、画像、音量調節等を行うための専用の調節室を有すること。</p> <p>2 放送中継地まで送信することができる送信設備等を有すること。</p> <p>3 放送中継設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>ただし、外部から動力の供給を受けることにより放送中継設備を作動させるものにおいては、動力供給装置及び操作装置を有するものであること。</p> <p>4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。</p>	<p>25 年法律第 132 号)に基づく放送事業者等であることを証する書面（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく放送を行う無線局の免許状）の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>また、放送事業者以外の使用者の場合には、当該自動車の使用目的と使用者の業務の関連を記載した書面の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、放送事業者以外の者には、教育の一貫として放送にかかる学部を擁する大学及び放送事業者の委託によ</u></p>
--	--	--	--	--	--

		<p><u>した書面の提出を 求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当該自動車 の所有者が放送中 継車として道路運 送車両法第 71 条に 規定する予備検査 を受ける場合にお いては、交付申請時 に当該書面の写し (日本放送協会が 使用者となる場合 にあつては、委任状 等)の提出を求め確 認を行うものとし る。</u></p> <p>・車体の両側面への 表示文字は、一辺が 8cm 以上の大きさで あり、かつ、容易に 消せないもので地 色と同色でないこ と。</p>			<p><u>り放送中継業務を 行う番組を制作す る法人に限られる ものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>・車体の両側面への 表示文字は、一辺が 8cm 以上の大きさで あり、かつ、容易に 消せないもので地 色と同色でないこ と。</p>
理容・美容	理容師法又は美容師法の規定に基づき、都	・理容作業に伴って	理容・美容	理容師法又は美容師法の規定に基づき、都	・理容作業に伴って

車	<p>道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1（3）②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理容業務を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。 2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。 3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。 4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。 5 物品積載設備を有していないこと。 	<p>使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。</p> <p>・理容師法（昭和22年法律第234号）第11条（理容所の開設の届出）に基づき、都道府県知事に理容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認</u></p>	車	<p>道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1（3）②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理容業務を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。 2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。 3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。 4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。 5 物品積載設備を有していないこと。 	<p>使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。</p> <p>・理容師法（昭和22年法律第234号）第11条（理容所の開設の届出）に基づき、都道府県知事に理容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p>〈新設〉</p>
---	---	---	---	---	--

		<p><u>を行うものとする。</u></p> <p>・美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めらるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</u></p>			<p>・美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めらるものとする。</p> <p>〈新設〉</p>

3-1~3-2 (略)			3-1~3-2 (略)		
3-3 用途区分通達4-1-3 (3) の自動車			3-3 用途区分通達4-1-3 (3) の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
清掃車	<p>下水道等の清掃作業に使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備を有する清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 清掃作業に必要なブラシ装置、吸込み装置、洗浄装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) 塵芥、汚泥等を回収する装置又は収納する物品積載設備を有すること。</p> <p>(3) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>2 1以外の清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 下水道、建物、配電線等を清掃する高圧洗浄装置、ブラシ装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p>	<p>・塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備は積載量を算定するものとする。</p> <p>・油圧シリンダ等の作動油、<u>冷却水</u>等は、車両重量に含めるものとする。</p>	清掃車	<p>下水道等の清掃作業に使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備を有する清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 清掃作業に必要なブラシ装置、吸込み装置、洗浄装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) 塵芥、汚泥等を回収する装置又は収納する物品積載設備を有すること。</p> <p>(3) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>2 1以外の清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 下水道、建物、配電線等を清掃する高圧洗浄装置、ブラシ装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p>	<p>・塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備は積載量を算定するものとする。</p> <p>・油圧シリンダ等の作動油等は、車両重量に含めるものとする。</p>
照明車	<p>照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 車室外に、照明作業を行うための複</p>	<p>・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテ</p>	照明車	<p>照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 車室外に、照明作業を行うための複</p>	<p>・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテ</p>

	<p>数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。</p> <p>この場合において、投光器は1灯につき消費電力が200W以上の能力又は1基につき全光束（定格値）が3,330 lm以上の能力を有していればよい。</p> <p>2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であってもよい。</p> <p>3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。</p> <p>ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を作動させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができる設備を有している場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。</p>	<p>リーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。</p> <p>・投光器の全光束（定格値）については、当該投光器の仕様に記載された書面、カタログ又は試験データ等により確認を行うものとする。</p>		<p>数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。</p> <p>この場合において、投光器の消費電力は1灯につき200W以上の能力を有すること。</p> <p>2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であってもよい。</p> <p>3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。</p> <p>ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を作動させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができる設備を有している場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。</p>	<p>リーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。</p> <p>〈新設〉</p>
--	--	---	--	--	---

附則（平成28年3月22日 国自整第410号）

1. 本改正規定は、平成28年4月1日から適用する。

2. 改正前に清掃車、照明車となっている車両の構造要件は、従前の例による。